

愛荘町町制施行20周年記念協賛事業マニュアル

【1】概要と意図

愛荘町は、令和8年2月13日に愛荘町町制施行20周年（以下、町制20周年とする。）を迎える。この記念すべき年に向けて、機運を高めるべく、愛荘町町制施行20周年記念協賛事業（以下、協賛事業とする。）を募集します。個人、自治会、企業、各種団体等が実施する事業に、「愛荘町町制施行20周年記念」の冠を付けていただき、多くの方に町制20周年を周知していただくことを目的とします。

【2】対象事業と考え方

町制20周年を盛り上げる取組であれば、協賛事業として申請いただけます。協賛事業とした場合、「愛荘町町制施行20周年記念」の冠を付けていただくようお願いします。

【3】協賛事業として認めるもの

- (1) 実施にあたり公衆衛生、事故防止および災害防止に係る十分な措置が講じられていること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係がなく、そのおそれもないものであること

【4】協賛事業として認めないもの

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがあるもの
- (3) その他承認することが不適当であると町長が認めるもの

【5】協賛事業への冠の表記について

事業名に「愛荘町町制施行20周年記念」の冠を付けるようお願いします。

例①：愛荘町町制施行20周年記念 ○○○夏祭り

例②：○○○商店 愛荘町町制施行20周年記念○○○メニュー

【6】協賛事業について

「様式1号_愛荘町町制施行20周年記念協賛事業承認申請書」を提出し、協賛事業として承認された事業は、町の広報紙やFacebookで事業をPRします。また、記念ロゴマークの使用や、愛荘町町制施行20周年のぼり旗の貸出も可能です。

【7】申請について

申請用紙は愛荘町のホームページからダウンロードできます。また、愛荘町役場みらい創生課窓口でも配布しています。

- (1) 協賛事業の支援を全て申請
- (2) 記念ロゴマーク使用のみの申請
- (3) 事業のPRとのぼり旗の使用等、支援内容から選び申請

いずれのパターンで申請する場合も「様式1号_愛荘町町制施行20周年記念協賛事業承認申請書」の提出をお願いします。

【8】申請内容の変更について

事業内容に変更がある場合は新たに「様式1号_愛荘町町制施行20周年記念協賛事業承認申請書」を提出してください。

【9】申請内容の是正または取り消しについて

承認した協賛事業が【4】の項目に該当していると認められる場合は是正または取消しする事があります。

【10】免責事項

協賛事業の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、主催者はこれに対し全責任を負うこととします。協賛事業の実施に際して、故意または過失により愛荘町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償していただきます。

【11】書類の提出や問い合わせについて

愛荘町役場みらい創生課 担当：平田

- ・申請期限：令和8年2月27日（金）まで
- ・支援期限：令和8年3月31日（火）まで
- ・電話：0749-29-9046
- ・メール：seisaku@town.aisho.lg.jp